

平成28年(フ)第1000号 破産事件

決 定

大阪市北区野崎町9番10号

債 務 者 株式会社日食

代表者代表取締役 中 村 光 孝

頭書事件について、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者株式会社日食について、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
- 2 保全管理人として次の者を選任する。  
大阪府中央区北浜2丁目5番23号 小寺プラザ12階  
弁護士法人関西法律特許事務所  
弁護士 山形康郎
- 3 保全管理人が次に掲げる行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。
  - (1) 平成28年3月14日以前の原因に基づいて生じた債務（ただし、債務者とその従業員との雇用関係により生じた退職金支払債務以外の債務、水道光熱費、通信にかかる債務を除く。）の弁済及び担保の提供
  - (2) 破産法78条2項各号に掲げる行為
  - (3) その他会社の常務に属しない行為
- 4 保全管理人は、その管理する財産、業務、収支の状況を、毎月末日までに前月分を一括した書面をもって、当裁判所に報告しなければならない。

平成28年3月15日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 中山 誠 一

裁判官 千 賀 卓 郎

裁判官 栢 分 宏 和

これは正本である。

平成28年3月15日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 萩 原 邦 彦

